

措 置 要 件	指名停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 村山市の発注する工事及び物品調達等の契約（以下「調達契約」という。）に係る競争入札において競争入札参加申請書等に虚偽の記載をした時。</p>	1ヶ月以上12ヶ月以内
<p>(過失による粗雑工事及び粗雑品の納入)</p> <p>2 村山市と締結した調達契約にあたり、過失により工事又は調達品等を粗雑にした場合で、瑕疵が重大であると認められる時。</p>	1ヶ月以上12ヶ月以内
<p>3 村山市と締結した調達契約以外の県内調達契約にあたり、過失により工事又は調達品等を粗雑にした場合で、瑕疵が重大であると認められる時。</p>	1ヶ月以上6ヶ月以内
<p>(契約違反)</p> <p>4 村山市と締結した調達契約にあたり、契約に違反した時。</p>	1ヶ月以上8ヶ月以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 村山市と締結した調達契約の履行にあたり、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた時。</p>	1ヶ月以上6ヶ月以内
<p>6 県内における調達契約の履行に当り、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大である時。</p>	1ヶ月以上3ヶ月以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた事業関係者事故)</p> <p>7 村山市と締結した調達契約の履行にあたり、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた時。</p>	2週間以上4ヶ月以内
<p>8 県内における調達契約の履行に当り、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大である時。</p>	2週間以上2ヶ月以内
<p>(贈賄)</p> <p>9 村山市職員（市関係公社職員等を含む）に対して行った贈賄の容疑により逮捕又は起訴された時。</p>	12ヶ月以上24ヶ月以内
<p>イ、代表役員等 ロ、一般役員等 ハ、使用人</p>	〃 9ヶ月以上18ヶ月以内
<p>10 県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕又は起訴された時。</p>	9ヶ月以上18ヶ月以内
<p>イ、代表役員等 ロ、一般役員等 ハ、使用人</p>	〃 6ヶ月以上12ヶ月以内

<p>11 県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕又は起訴された時。</p> <p>イ、代表役員等 ロ、一般役員等 ハ、使用人</p>	<p>6ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>12 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した時。</p>	<p>6ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>13 村山市と締結した調達契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した時。</p>	<p>9ヶ月以上24ヶ月以内</p>
<p>(競争入札妨害又は談合)</p>	
<p>14 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>6ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>15 村山市と締結した調達契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>9ヶ月以上24ヶ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>16 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>17 東北管内において、建設業法の規定に違反し、監督処分がなされ、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(暴力団の排除)</p>	
<p>18 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は、その使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員若しくはその関係者(以下「暴力団関係者等」という。)であるとき、又は暴力団関係者等が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から9ヶ月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>19 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は、その使用人が暴力団関係者等から暴力団対策法第9条に規定する禁止行為に協力又は関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>

<p>20 有資格業者の役員が暴力団関係者等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持及び運営に協力若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>21 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、調達契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>22 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され調達契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上12ヶ月以内</p>

附則 この指名停止基準は平成17年2月1日から施行する。

附則 この指名停止基準は平成19年2月1日から施行する。

附則 この指名停止基準は平成25年4月1日から施行する。